

公募型プロポーザル方式による提案書の募集について

久慈市総合防災公園遊具購入に係る公募型プロポーザル方式による提案書の募集について、別添実施要領のとおり公告します。

令和5年7月3日

久慈市長 遠藤 譲 一

久慈市総合防災公園遊具購入公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本実施要領は、久慈市が実施する久慈市総合防災公園遊具購入に係る公募型プロポーザルによる物品納入事業者の選定にあたり必要な事項を定めたものである。

2 物品購入の概要

- (1) 件名 久慈市総合防災公園遊具購入
- (2) 内容 別紙「久慈市総合防災公園遊具購入仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和5年10月31日まで
- (4) 納入場所 久慈市夏井町大崎第5地割地内（久慈市総合防災公園多目的広場1）
- (5) 提案上限額 10,230千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

3 提案参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする事業者等は、申込書提出時点で次の全ての要件を満たしていることを要件とします。

- (1) 久慈市の令和5・6年度物品の買入れ等競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者（破産手続開始の決定又は後見開始若しくは保佐開始の審判を受け復権を得ない者等をいう。）でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でない

こと。

(4) 久慈市暴力団等排除措置要綱に基づく指名除外措置を受けていないこと。

(5) 本件に係る公告日から物品購入契約締結までの間に、久慈市が発注する物品購入に係る指定停止処分を受けていないこと。

(6) 一般財団法人日本公園施設業協会が認定するSP表示認定企業であること。

(7) 本物品購入に係り一般財団法人日本公園施設業協会技術資格制度の公園施設製品安全管理士の資格を有する者を配置すること。

4 スケジュール

| | |
|---|-----------------|
| プロポーザル公告日 | 令和5年7月3日 |
| 参加申込書の提出期限 質問書の受付期限 | 令和5年7月14日午後5時まで |
| 企画提案書の提出期限 | 令和5年7月21日午後5時まで |
| 審査（プレゼンテーション、質疑応答） 場所：久慈市役所3階車庫棟会議室3 | 令和5年7月24日 |
| 審査結果通知 | 令和5年7月下旬 |
| 契約締結 | 令和5年8月上旬 |

5 参加申込書の提出及び質問の受付

「3 提案参加資格要件」を満たす事業者等で本プロポーザルに参加を希望する場合は、参加申込書（様式1）を令和5年7月14日午後5時までに持参又は郵送により提出してください。また、実施要領及び仕様について質問がある場合は、次のとおり質問の受付及び回答をいたします。

(1) 受付期間

令和5年7月3日から令和5年7月14日午後5時まで

(2) 質問内容

- ・実施要領及び仕様に関すること。

- ・審査基準の配点など審査に関する事項や他提案者の状況、その他提案に必要なと判断される質問は受け付けません。

(3) 質問方法

- ・電子メールとします。
- ・送信先電子メールアドレスは「dourokasen@city.kuji.iwate.jp」です。
- ・件名は「久慈市総合防災公園遊具購入公募型プロポーザルに係る質問」としてください。
- ・質問内容は箇条書きとしてください。
- ・質問者の情報（事業者名・役職・氏名・電話番号・返信先電子メールアドレス）を記載してください。

(4) 回答方法

- ・電子メールにて回答いたします。
- ・回答は令和5年7月18日までの回答を予定しています。
- ・質問内容及び回答は久慈市ホームページにて公表します。
- ・回答に対する再質問は受け付けません。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和5年7月21日午後5時まで

(2) 提出方法

- ・持参又は郵送（一般書留・簡易書留）により提出してください。
- ・持参の場合、市役所閉庁日は受け付けできません。

(3) 提出書類

| 提出書類 | 内容・留意点 |
|-----------------|--|
| 納入実績調書 (様式2) | 提出部数1部 平成30年7月3日以降に元請として引渡しが完了した国又は地方公共団体との間の同種同規模の実績を記載し、証明できる書類を添付してください。 |

| | |
|------------------------|---|
| | <p>※同種同規模：ユニバーサルデザインの遊具で、ブランコ（3連以上）、回転遊具、クッション系（跳躍系遊具）の工事又は物品購入であること。</p> |
| <p>企画提案書 (様式3)</p> | <p><u>正本1部（会社名記載）</u> 折りたたむ等によりA4判サイズに製本し提出すること。</p> <p><u>副本7部（会社名、ロゴ等を記載しないこと）</u> 大型図面等はA3判まで縮小し、ページ順に左上1箇所をクリップ等で留めて提出すること。</p> <p>添付書類（ア）～（キ）</p> <p>（ア）イメージ図（完成予想イラスト） カラーA3判 （イ）構造図（製品の寸法、材質が確認できるもの） （ウ）配置図 （エ）遊具の特徴（コンセプト、安全面に関すること等） （オ）見積書及び見積価格内訳書 （カ）工程表 （キ）その他参考となる資料</p> <p>※年1回の保守点検以外の消耗品費、メンテナンス費等を要する場合は年間のランニングコストがわかる資料を添付すること。</p> <p>※提案書は任意様式とし、書式、枚数、縦横等の規格は自由とするが、専門的な知識を持たないものでも理解できるように簡潔で平易な表現とし、膨大にならないこと。ページ番号を付すこと。</p> |

(4) 提案書提出に係る注意事項

- ・提案書の提出期限後の資料の差し替え、再提出はいかなる理由でも認めません。
- ・提出書類の不備や「3 提案参加資格要件」を満たさなくなった場合、その後の審査は行いません。

7 審査

(1) 審査日及び審査会場

- ・令和5年7月24日午後4時から
- ・久慈市役所 3階 車庫棟会議室3

(2) 審査方法

久慈市が設置する審査委員会において、以下のとおり審査を行い、最も評価点の高い提案者を最優秀企画提案者とします。ただし、最高得点が複数ある場合は、審査員の多数決により決定します。

なお、必要に応じて別途ヒアリングを行うことがあります。

(3) 提案

- ・プレゼンテーション方式とします。
- ・1事業者30分以内（質疑応答10分を含む）とします。
- ・会場にはプロジェクターを用意しますので、必要な場合は、ご利用ください。

(4) 審査基準

審査においては、遊具構成要素、維持管理、安全に対する配慮、納入実績等、下記のポイントにより判断します。

- ・障がいを持つ子どもも一緒に遊ぶことができるユニバーサルデザインとなっているか。
- ・魅力的な提案（遊具の形状、色調、配置等）となっているか。
- ・災害時は仮設テントを取り付けられるなどの防災機能を有しているか。
- ・納入する遊具全て及び遊具周辺に看板等で宝くじの社会貢献広報表示がされているか。
- ・劣化の軽減に配慮し、耐用年数に優れた耐久性のある材料を使用しているか。
- ・日常的な点検及び小規模な修繕を容易に実施できる材質・構造となっているか。
- ・予期せぬ怪我への対応が適切であるか。
- ・安全マット設置等の安全対策が適切に講じられているか。

- ・製品に対する保証及び組立・設置に対する保証が提案されているか。

(5) 審査結果

- ・審査結果を久慈市ホームページに掲載します。
- ・個々の評価に対する内訳は公表せず、審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、異議申し立ては受け付けません。

8 契約

選定された提案者と提出された提案書を基に、物品の詳細について協議したうえで、随意契約により契約を締結します。

9 その他

(1) 無効となる参加申込書及び企画提案書

- ・虚偽の内容が記載されているもの。
- ・審査の公平性を害する行為があったもの。
- ・実施要領に定める手続き及び内容を順守しないもの。

(2) 企画提案等の取り扱い

- ・企画提案書の作成、提出に係る費用等、プロポーザルに要する経費は提案者の負担とします。
- ・提出された企画提案書等、全ての書類は返却しません。なお、提出された書類は、審査に必要な範囲で複製する場合があります。

10 問い合わせ先・提出先

〒028-8030 久慈市川崎町1番1号

久慈市建設部道路河川維持課

電話：0194-52-2151

FAX：0194-52-3653

久慈市総合防災公園遊具購入仕様書

- 1 件 名 久慈市総合防災公園遊具購入
- 2 納入場所 久慈市夏井町大崎第5地割地内（久慈市総合防災公園多目的広場1）
- 3 納入期限 令和5年10月31日
- 4 内 容

| | |
|-----|--|
| 品 名 | <p>①3連ブランコ</p> <p>②回転遊具</p> <p>③クッション系（跳躍系）遊具</p> |
| 数 量 | 各1基 |
| 規 格 | <p>①3連ブランコ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいを持つ子どもと一緒に遊ぶことができるユニバーサルデザインとすること。 ・対象年齢6歳から12歳の遊具とすること。 ・別紙参考図1を参照すること。 ・安全領域を含み10m×10m以内とすること。 ・境界柵を設置すること。 ・着地面にはマット等を設置すること。 <p>②回転遊具</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいを持つ子どもと一緒に遊ぶことができるユニバーサルデザインとすること。 ・対象年齢3歳から12歳の遊具とすること。 ・別紙参考図2を参照すること。 ・安全領域を含み10m×10m以内とすること。 <p>③クッション系（跳躍系）遊具</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいを持つ子どもと一緒に遊ぶことができるユニバーサルデザインとすること。 ・対象年齢3歳から6歳の遊具とすること。 ・別紙参考図3を参照すること。 ・安全領域を含み10m×10m以内とすること。 |

| | |
|------|---|
| 納入条件 | 遊具本体（輸送費含）、組立、据付など設置に係る一式 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・耐用年数に優れた耐久性のある遊具を設置すること。 ・「遊具安全に関する規準（JPFA-SP-S:2014）」（（一社）日本公園施設業協会）に準拠した遊具を設置すること。 ・（一社）日本公園施設業協会のSPマーク表示認定品とすること。 ・（一社）日本公園施設業協会の団体賠償責任保険に加入した製品とすること。 ・対象年齢シールを貼付すること。 ・遊具の特性上、利用注意看板が必要となる場合は、表示内容を協議のうえ、設置すること。 ・宝くじの社会貢献広報事業の一環として行っている一般財団法人自治総合センターの令和5年度コミュニティ助成事業助成金を活用した物品購入であることから、納入する遊具全て及び遊具周辺に看板等で宝くじの社会貢献広報表示を行うこと。なお、広報表示は「宝くじの社会貢献広報：表示に関するデザインマニュアル」に準拠すること。 ・本契約後に一般財団法人自治総合センターとの協議を要する。なお、協議の結果、提出のあった承諾図から修正が生じる場合がある。 |